
◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、13番、建部君、14番、池田君を指名いたします。

◎一般質問

○議長(福島尚人君) 日程第2、一般質問を継続いたします。

9番、阿部君。

[9番 阿部公一君質問者席へ]

○9番(阿部公一君) おはようございます。今日朝一ですので、若干体調をはかりかねておりますが、通告に従いまして質問席より3項目7点について御質問いたします。

最初に、まちづくりの目標について伺います。新ひだか町のまちづくりについては、第2次総合計画をまちづくりに係る最上位計画と位置づけ、まちづくりを進めていくための道しるべとなるものとしています。これは、新ひだか町まちづくり自治基本条例第3条に基づくものと考えます。町長においては、1期4年間は前町長の業績を分析しながら安定した行政手腕を発揮され、2期目を目指し、既にこの4月に実施される町長選挙の候補予定者として立起表明しております。令和4年の新年交礼会の挨拶の中で新聞報道によりますと、10年、20年先のこの町をどのようにしていくか種々チャレンジしてきた。我々の地域は1次産業の町であり、土木建築業を中心とすることで経済基盤がしっかりとしてくると話しており、さらに令和4年の仕事初めには職員に対する訓示の中でそれぞれの職場で部下の育成にどう応えられたらよいか取り組んでほしいと述べたと報じられました。これらの事柄は近々の目標であると認識しますが、それはあくまで20年後の目標に向かつての序章であると考えます。20年後における目標は抽象的な表現、内容とはなりませんし、現町長が在籍しているかは明確ではありませんが、20年後も在籍しているとしたら目標をお答えください。

さらに、10年後の目標、5年後では第2次総合計画、新財政計画の終盤となります。その頃には現町長3期目とのこともありますので、2期目にチャレンジする具体的な目標をお答えください。

職員の育成にも言及しておりますが、目標を明確にすることで職員の仕事に対する意識も高まります。ぜひ今後5年程度の目標を掲げ、職員には毎年自ら評価、検討を行う姿勢を求めては行かぬかがですか。

そのためにも職員には業務に関する資格等を積極的に取得させることにより、公務員としての

資質向上が図られると思われます。よって、職員に対する資格取得、専門講習会等への受講への支援制度を検討してはいかがでしょうか。

職員の育成には短期間での成果は望めません。しかし、5年、10年、20年後をイメージした中で職員のあるべき姿をどのように捉えていくのか、その可能性に対して町長はどのように取り組みますか、お聞きします。

次に、財政健全化についてです。このテーマでは私は既に何回か質問しているところですが、財政健全化の実現に向けた明確な答弁があったとは捉えておりません。今回の新財政計画ではより現実に近い状況として見えるように一般財源ベースで策定しているとのことであり、本町の財政運営の最上位計画と位置づけています。従来使用していた自主財源という言葉と今回使用している一般財源の違いについて何らかの根拠があれば説明いただきたいと思ひます。

新財政計画では、一般財源を町税などの使い道に明確な制限のない財源、特定財源は国庫補助などの使い道が決められている財源としてひます。この令和4年度の財政計画と令和4年度の予算(案)とでは一般会計の総額において54億7,000万円程度の差があります。この差について一般財源ベースでの額についてお聞きします。一例としては財政計画と予算とで差額が生じていますが、ほんの一例としては町税、地方譲与税、税交付金、繰入金、町債等にそれなりの差額が出てきてひますので、それらをどう判断したらいいのかと考へます。本町の財政運営上の最上位計画の財政計画と予算案との財政規模の相違について、また今後5年間がこのような状況となると考へられますが、目指している安定的財政運営が達成できるのかお答えいただきたいと思ひます。

最後に、町が発注する各種委託契約関連について質問します。町では財政課題をクリアする上から、サービスを低下させず、町政負担を低減するとの理由から、最近では指定管理者制度等を導入するケースが見受けられます。そこで、受託事業者が行うべき各種法的案件が適切に施設管理や従業員に適用されているか発注者責任として確認すべきと考へますが、いかがですか。

労働災害防止の観点からも関係法令遵守の確認は必要と考へます。例えば法的には「労働基準法」、「消防法」、「労働安全衛生法」、「介護保険法」、「最低賃金法」等々がありますが、それらについてのお答えをお願いします。これらに係る諸届出については、口頭によるだけでなく関係機関での確認も必要と思ひますので、事業所訪問を念頭に台帳等により実態を確認すべきと考へるものですので、お聞きします。

以上、質問席から質問させていただきます。4月には町長選挙、町議選挙が実施されます。町民がこの町の将来に夢を抱き、住んでみたいと感じさせることができる答弁を期待します。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

[町長 大野克之君登壇]

○町長(大野克之君) おはようございます。ただいま阿部議員から御質問のありました私の令和4年新年交礼会での発言等に関する1点目と2点目、この質問に関しまして私が発言したことでございますので、冒頭私のほうから御答弁を申し上げます。

まず、令和4年新年交礼会での発言につきましては、一字一句正直申し上げまして記憶しているわけでもございませぬけれども、新聞報道にあった部分につきましては特定の政策分野、あるいは事務事業を指して述べたものではなく、まちづくり全般にわたります目先の対応だけで終わるような単発の施策ではなく、10年先、20年先の未来を見据えながら、いずれ実をつけ、花を咲

かせる種をまく意識で様々なことに取り組んできたということを申し上げたものでございます。

このような認識の中で、今回の御質問でございますが、正直なところ一口にまちづくりの目標はと尋ねられましてもその範囲は非常に広く、政策分野によって取り巻く情勢も抱える課題も異なりますので、5年先、10年先の目標を具体的に示せという求めに対しましては、この場でどう答えたらいいのかなという思いもございまして、難しいものがございます。その中で、全ての分野に関わるある意味最も大きな課題は急激な人口減少であると認識してございます。議員も十分に御承知のとおり、国による人口推計では10年後の新ひだか町の人口は今よりも6,000人ほど少ない1万5,000人台に、20年後には今よりも1万人ほど少ない1万1,000人台になるという見込みであり、町が策定した人口ビジョンどおりに推移したとしても20年後の人口は1万5,000人を切る状況にあります。このような情勢の下、現在の行政サービスや経済活動などを今までどおりのやり方で維持、発展させることは極めて困難であると考えております。時代の変化などに順応しながら、より効果的、効率的な手法に転換していかなければならないと考えてございます。

そのような意味から、ここ数年は将来に向けた備え、その意識を持って様々な準備を進めてまいりました。ここで全てを申し上げることは困難ですが、主なものとしてお話をさせていただきますと、役場の仕事というものを見直しすると、それと地域を担う人をつくると、この2つ重点に置いて取り組んできたつもりでございます。細かく申しますといろいろとありますが、役場と仕事というものの見直しという点に関しては、大きなものは従来まで公務員が直接対応してきた様々な業務への民間活力の導入であり、具体的には高齢者福祉施設の指定管理者制度の導入、あるいは児童館や保育所業務などの民間委託であります。これらは単に行政コストを下げるためだけのものではなく、民間のノウハウを最大限に活用することで公務員が直接業務に当たるより魅力的かつ効果的な行政サービスを提供することにつながると、そのように考え決断したものでありまして、この部分は引き続き検討、研究しながら取り組んでまいりたいと考えてございます。また、地域を担う人づくりとしては馬産地で生まれた子どもたちに対する馬を通じたふるさと教育に継続的に取り組んできたほか、地域経済の活性化に向けた取組としては将来に向けた新たな取組を後押しするような成長戦略に主眼を置き、そのような取組の中で地域経済の核となるような人材の発掘や育成を目指して取り組んでまいりました。新型コロナウイルス感染症の発生から3年を迎える中においても、今申し上げたような取組を一つ一つ積み重ねていくことにより町の中に新たな動きや価値をつくり出し、若者たちが定着するような新たな仕事、環境の創出、また様々な分野を支える人材の確保につなげていくことを目標に取り組んでまいりたいと考えてございますので、議員の皆様にも御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

そのほかの御質問につきましては、担当課長から御答弁をさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

[総務課長 上田賢朗君登壇]

○総務課長(上田賢朗君) おはようございます。阿部議員からの御質問の大きな項目の1つ目、町長が求めるまちづくりの目標はの3点目、組織の人材育成に関する御質問と大きな項目の2つ目、財政健全化に関する御質問について御答弁申し上げます。

まず、今年の仕事初めの町長からの職員に対する訓示では、仕事をしているときとそれ以外の時間のオンとオフを使い分けること、新しいことへのチャレンジの気持ちを持つこと、そして幹部職員に対してはそれぞれの所属における部下の育成に心がけることについて、それらに心

がけながら人材育成に取り組んでほしいという趣旨で訓示があったところでございます。

そこで、本町の人材育成につきましては、平成30年1月に策定しました新ひだか町人材育成基本方針に基づき、質の高い行政サービスを提供する組織と人材育成に必要な研修等の取組を進めているところでございます。この人材育成基本方針は、新ひだか町まちづくり自治基本条例第16条に規定する本町職員の責務を果たすために社会環境の変化を踏まえながら時代に求められる職員としてのあるべき姿を明確にし、その姿を具現化するための方策や取組などを体系的に整理したもので、職員の育成や人事施策に代わるものだけでなく、育成の対象となる職員を含めた全職員がその方針の趣旨をよく理解し、個人の能力と組織力のさらなる向上に努め、自治基本条例にあります町民が自らをまちづくりの主役として考え、行動し、心豊かに暮らすことのできる町の実現を目指すことを大きな目的としてございます。

本町が考える時代に対応したまちづくりに求められる職員像として、与えられた環境の中で自らの責任で自ら考え、新たな課題に挑戦する職員、町民ニーズの的確な把握と町民に対する説明責任を負う職員、高いコスト意識を持ってより効率的に業務を遂行できる職員、常に問題意識を持ち、高い目標と新たな発想で業務に取り組む職員、広い視野を持ち、中長期的な観点から物事を捉える職員、これらの5つの職員像を基本方針の中で示すとともに、これらの職員を着実に育成するため、人事評価制度の活用による目標管理の明確化や能力発揮の支援、上司のマネジメント能力向上、再任用職員の知識や経験の確実な継承による行政サービスの持続的発展、若手職員の育成としまして知識習得や倫理的思考能力向上のための職員研修の実施のほか、所属する上司以外の年齢の近い先輩職員が新人職員の悩みや人間関係、キャリア形成のサポートを行うメンター制度を導入し、職員間のコミュニケーション活性化による部署を超えた人間関係の構築を図るなど、多角的な視点で人材育成に取り組んでいるところでございます。また、職員が仕事と生活の調和や仕事と子育ての両立を図ることができる環境を整備するため、ノー残業デーの実施や長時間労働部署への直接的な働きかけによる時間外勤務の縮減や心の健康づくり、いわゆるメンタルヘルスの不調を未然に防ぐため、ストレスチェックの実施や産業医との面談などを導入し、働きやすく健康で活気のある職場づくりとワーク・ライフ・バランスの保持に努めております。

令和3年度からは事務の中核を担う30代から40代前半の職員構成の割合が低く、職場内における事務スキルや専門技術の適切な継承に支障を生じてきていることから、基礎的事務スキルの向上やマネジメント能力の向上等を着実に進めるため研修体制を見直し、役職別研修をこれまで以上に充実させることとしました。具体的には一般職、主査職、主幹職、部課長職それぞれの役職ごとに設定した各種研修を職員における習得単位と位置づけ、設定された全ての研修を受講することを必須とし、昇任、昇格の要件としている勤務成績が良好であることの一つの条件としたところでございます。令和3年度の研修実績としましては、一般職では財務研修やコミュニケーション能力向上研修、主査職ではコミュニケーション能力向上及びコーチング研修、主幹職ではコーチング研修及びインバケット研修、部課長職ではインバケット研修を開催したほか、再任用職員向け研修や人事評価研修、自治体デジタルトランスフォーメーションの推進に必要なICT基礎研修、情報セキュリティー研修など多様な研修を実施しております。また、各種研修については検温や手指消毒の徹底のほか、飛沫防止パネルの設置、ズームやリモートラーニングを活用した研修を行うなど様々な新型コロナウイルス感染症感染対策を講じ、徹底したリスク管理の下で開催したところでございます。今後におきましても本年度と同様に人材育成基本方針に基づ

き各種方策を進めてまいりたいと考えておりますし、各種研修につきましては今後接遇研修や法制研修、地方自治法研修、OJT研修、プレゼン研修、課題解決研修、リスクマネジメント、タイムマネジメント研修など様々な職員能力向上に必要な研修を開催してまいりたいと考えております。

また、令和5年度からは「地方公務員法」の改正により定年年齢の引上げ、いわゆる定年延長制度が開始される予定でありまして、勤務可能年数の延長に伴い、これまで以上に職員一人一人が公務員、町職員としての専門スキルと自覚を持って業務に当たる必要があるものと認識してございます。職員の適切な育成が住民の皆様へ提供する行政サービスの充実や質の向上、効率化につながるとともに、5年後、10年後と新ひだか町が今ある厳しい財政状況や経済状況、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症による危機などを乗り越え着実に成長するとともに、住民の皆様が希望を持って住み続けることのできるまちづくりにつながるものと考えておりまして、御質問にありました5年後だけでなく、さらにその先を見据えた取組を進めてまいります。

次に、財政健全化についてでございますが、まず1点目の令和4年度の予算編成についての1つ目、令和4年度予算と財政計画の差についてですが、本年4月の任期満了に伴います町長、町議選挙が控えておりますことから、人件費、扶助費、公債費の義務的経費のほか、行政の継続的な運営に必要な経費を主体とした骨格予算編成としておりますが、前年度以前から実施しております継続的な事業や緊急性のある事業、その他当初予算に計上しなければ住民の生活に影響がある経費などの政策的経費につきましてもその必要性や優先性を十分に検討し、計上することといたしました。一方、財政計画においては現計画が令和3年度をもって終了となりますことから、この計画を更新し、令和4年度から令和8年度までの5年間を新たな計画期間として財政計画を策定しておりますが、計画策定に当たりまして計画更新前から大きく変更となる点が計画値を一般財源ベースにした点となります。このことは、予算編成において大前提となる歳入に見合った歳出予算とするためのその根幹である一般財源を基本と考えたため、新しい計画では予算全体から国庫補助金などの使い道が決められている特定財源を除いた一般財源をベースとして計画値を推計しておりますので、この部分で当初予算と財政計画の推計値を比較すると差が生じるものでございますので、差額分の財源につきましては特定財源であります国庫支出金や道支出金、地方債などとなってございます。また、先ほど御説明しましたが、令和4年度当初予算は骨格予算となりますので、本年6月補正予算で計上を予定しております肉づけにどのくらいの一般財源が必要なのかは現在では分かっておりませんが、財政計画の一般財源ベースにおける歳出予算の約100億円の目標数値を意識した予算編成になるものと考えてございます。

次に、2つ目の歳入における一般財源、自主財源の見込みについて新年度予算における歳入の項目別の見込額ですが、まず一般財源としましては、町税については27億9,840万1,000円、地方譲与税は1億8,000万円、利子割交付金や配当割交付金などの各種交付金合わせて6億1,380万円、地方交付税は58億1,472万4,000円、繰入金は3億円、繰越金は1億円、諸収入は2,352万2,000円、町債は1億2,010万円で、これらを合わせた歳入合計99億5,054万7,000円を一般財源として計上してございます。また、そのうちの自主財源となりますと、町税の27億9,840万1,000円、繰入金の3億円、繰越金の1億円、諸収入は2,352万2,000円となりまして、合わせて32億2,192万3,000円を計上してございます。

次に、2点目の総合計画に対する財政計画の今後5年間の取組についてですが、総合計画にあ

っては町政運営上の最上位計画として位置づけられている計画で、生活環境や保健、医療、経済、教育などといった各種分野における基本的な指針として計画的かつ効果的に事業を展開していく上で重要な役割を持つ計画であります。その実施に当たっては行政評価や財政状況などを踏まえた上で事業を進めていくものでございます。また、財政計画にあつては予算編成の指針とするための財政運営の最上位計画として位置づけているものでございまして、今後人口減少などにより町税や地方交付税などの一般財源となる歳入が減少する見込みの中で、歳入に見合った歳出となるよう民間活力の導入や施設の統廃合、物件費の積極的な縮減などにより財政の抑制を図り、効果的で効率的な財政運営となるための指針として策定しており、あくまで財政運営上の計画としておりますことから、総合計画に登載している各種事業の事業費を積み上げたものではございません。ただ、財政状況が厳しい状況の中で限られた財源を効果的かつ効率的に活用していくためには、各種行政サービスの見直しや指定管理委託などによる民間活力の導入による行政組織のスリム化などをはじめ、事後評価による既存事業の見直しから真に必要な事業の選択など行政評価の実施が重要であると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長(福嶋尚人君) 佐藤契約管財課長。

[契約管財課長 佐藤礼二君登壇]

○契約管財課長(佐藤礼二君) おはようございます。それでは、阿部議員御質問の大きな項目の3点目、各種委託契約における法律等遵守の確認についてお答えいたします。なお、各種委託契約とありますが、内容は多岐にわたり、施設の在り方や規模等によって業務内容や関係する法令も変わってきますので、一般的な部分についてお答えいたします。

町有施設の維持管理及び運営に必要な委託業務については各課施設においてそれぞれ発注しておりますが、同一の業務を委託する場合には契約管財課が窓口となり一括契約しているところがあります。なお、委託先の選定に当たっては競争入札を基本とし、自治法施行令に基づく場合に限り随意契約によるものとしており、また指定管理による場合には新ひだか町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例により選定することとしております。いずれにしましても、業務を発注する際には受託者に対し業務の履行に必要な関係法令定める資格の所有が分かる書類、例えば消防設備点検業務であれば消防設備士または消防設備点検資格、警備業務であれば警備業務認定証などの提出を求めるとともに、契約書または仕様書において関係法令を遵守し、業務を履行するよう定めているところであります。

なお、点検及び管理業務につきましては、毎月の業務を完了したときや年度終了時に点検報告書や業務実績報告書の提出を義務づけており、書面において確認することとしております。

また、調査条項を設けており、委託業務の処理状況については必要に応じて調査を行い、別途報告を求め、当該業務の処理について適正な履行を求めることができることとしているところであります。

町が委託する業務において受託者が法令を遵守し、業務を履行していただくことが安全で安心できる行政サービスの提供につながるものと考えており、今後におきましても委託業務の発注者として適切な管理監督に努めてまいりますので、御理解願います。

○議長(福嶋尚人君) 9番、阿部君。

○9番(阿部公一君) 御答弁ありがとうございました。

それで、最初のほうの部分で、私の考え方がおかしいのかもしれないけれども、20年後の目

標はどうだという部分についてはあくまでも毎年毎年を積み上げると20年後の目標となるのだというように感じるのです。私としては目標を定めた上でどのようにやっていくのか、来年度の目標はどうか、5年後はどうか、10年後はどうか、20年後に向かっていくとしたらどういう政策なり思考回路が働くのかという部分で聞いたつもりだったのですが、そこら辺の部分はよく分からないなど。努力はしているというのはある程度理解はできますけれども、第1次の総合計画では将来像を生き生き健やか誰もが主役になる町を目指すのだと、第2次総合計画ではみんなで作る希望にあふれる町を目指すのだと。これに対して具体的な部分はありませんけれども、20年後の部分だとか10年後についてはこの言葉である程度理解しなければならないのだと思うのですけれども、来年度、5年後もしくは、町長は1期目終わっていますから、2期目がもう間近に来ていると思うのです。そうすると、2期目でどうこれを実現していくのだという部分ではその話がちょっと弱いかなと思いますので、まず町長にその点についてお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 坂総務部長。

○総務部長(坂 将樹君) 町長にということですがけれども、基本的に総論としては町には最上位の計画の総合計画ありますから、それを中心にということで、あと個別の計画についてはそれぞれ町長が就任されるときに公約等も行いますので、それに基づいてということになるかと思えます。具体的な部分が見えづらいのではないかというお話でしたけれども、町長からもお話ありましたけれども、我々もなかなか阿部議員の質問を理解するのに苦しかった部分があって総論として町長のほうから答弁をさせていただきましたが、基本的には大きくは10年先、20年先の新ひだか町の成長のために今できることをやっていくというような趣旨でいろいろな事業計画を実行しているというようなことで考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長(福嶋尚人君) 9番、阿部君。

○9番(阿部公一君) 20年後に向かって今やるべきことをやっているということですから、それは間違いではないと思うのですけれども、今やっていることのということは少なくとも5年先ぐらいを見通しての部分、先ほど僕が言いましたけれども、毎年毎年を積み上げて20年たったらそれが目標なのだというのはちょっとニュアンスが違うかなと思っているので、毎年やっている部分の事業の検証、評価を行った上で将来展望という部分のものが新たな目標が出てくるのかと思えますので、総合計画は町の最高位の計画、財政計画については町の財政面における最高位と、この辺の部分、総合計画の部分はあるけれども、お金がなければ何もできないというのも事実ですから、その辺の整合性をどのように取っていくのか目標等を含めてお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 予算編成にも絡みますので、私のほうからお答えしたいと思います。

言われる事業の評価、そういった見直しにつきましては必要に応じて行政評価してございます。行政評価の中で3年なり5年の期限を切ってどうだったのかと、また継続していく必要があるのかという評価を行いながら事業を実施してございます。また、予算編成におきましてはその年々で財政状況変わってございます。税収ですとか交付税、そういったものに大きく左右される部分がございます。ですので、必要な事業、当然総合計画にもものっていると思えますけれども、そういった財政状況を見ながら事業を採択していかなければならないという状況も現実としてございます。ですので、そういった事業の事業評価を行いながら事業をやめるもの、新たに立ち上げる

もの、継続するもの、そういったものを選択して、その年々の財政状況を見ながら事業を実施していきたいと考えてございます。

○議長(福島尚人君) 9番、阿部君。

○9番(阿部公一君) 今の答弁ですと、その年々の状況に合わせてという部分ですから、新財政計画では5年間の計画立っています。そうすると、5年間の中でその年々に合わせてやるということになると結構数字が動く要素はあると思うのです。ましてや令和4年度の財政計画の算定としては令和3年度の決算状況を想定した上で立っているということですから、それらに基づいていくとここの最上位の計画自体が毎年毎年動くのですよという認識でよろしいですか。

○議長(福島尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 最上位の計画がその年々で動くということではなくて、最上位の計画につきましては今後10年、20年後を見据えた中でこういった事業が必要なのだというような位置づけだと考えてございます。その年々というのは大きくは交付税の増減でかなり左右される部分もございまして、そういった全体計画の中では必要な事業がございまして。当然それは大きな目標としてありますので、ただその年によって財政状況で左右される部分がございまして、必要な事業があるというのは認識してございますけれども、そういった許される財源の範囲の中で必要な事業を選択して実施していきたいという考えでございまして。

○議長(福島尚人君) 9番、阿部君。

○9番(阿部公一君) 数字的な部分のものについては僕も理解不能な、勉強不足だと思うので、そこら辺の部分については今後の機会があればまたお聞きしたいと思います。

次に、財政健全化の部分なのですが、この部分先ほどから総合計画の違いだとかなんとかということで話されていますから、あれですけれども、令和3年度では一般予算書の中では自主財源という言葉を使っていたと思うのです。令和3年度の自主財源が29%ぐらいになる予測だということですが、今回使用している一般財源の違い、一般財源というのは町税などの使い道に明確な制限のない財源です。これどうも僕のあれでいくと、勉強不足かもしれませんが、自主財源とどの程度どのように違うのかがよく理解できないのです。特定財源は、国庫補助金などの使い道が決められている財源です。そうすると、令和4年度の予算の中では国庫補助金と道補助金を合わせると約20億円ちょっとという部分ですから、差のついている54億円のうちの二十何億円は国庫、道補助金だよという部分に予算としてはなるかと思うのですが、54億円の財源の部分ですが、明確に数字的にこう違うのだよ。財政計画では町税が28億円で予算では27億円、地方譲与税では7億5,700万円、予算では8億4,300万円、繰入金は3億7,000万円、予算では7億3,400万円程度を見ている。そうすると、町債が3億6,900万円、それを予算では7億千九百万何がしと見ている。町債の場合は将来返還が出てくるときに必ず財政上に影響がありますよね、支払い時点で。ところが、国庫補助や道補助は補助金ですから、返済義務はない。そうすると、この部分は丸ごと政策予算とかなんとかに使われる要素、当然補助事業としてやりますから、そちらのほうに使えば問題はない。これは、一般財源ではないよという部分になると思うのです。それで、一番引っかけたのは町債なのです。これ予算書だけでいくと対前年比からいくと8億3,000万円ぐらい減らすのだということだと思うのです。財政計画でいくと町債の借入額が3億6,900万円とあって、予算上では7億1,930万円と。この差の部分は今言っている道補助や国庫補助だと思うのですが、そういう認識でよろしいですか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 国庫補助金ですとか道補助金につきましては、議員言われるとおりの目的のために国や北海道から交付されるものでございますので、基本的には特定財源になるのかなという整理をしてございます。あと、地方債の中でいいますと、基本的に地方債というのは「地方財政法」5条で言うところの普通建設事業の財源というところで発行が認められているものになりますので、基本的には特定財源になるというものがございます。ただ、その例外といたしまして、臨時財政対策債については地方の不足する一般財源の穴埋めとして交付が認められているものでございますので、その部分については一般財源であるという認識をしてございます。

○議長(福嶋尚人君) 9番、阿部君。

○9番(阿部公一君) この部分についてはどうもよく、私勉強不足なのかもしれないけれども、町債については3億5,000万円近く財政計画に比べると予算は出ている。それは補助金等々の絡みがあって増えるのだということですがけれども、要は返済額がこの分後年度に、返済段階では一般財源で返していくのだと思うのですがけれども、負担が増えるということになろうかなと。ただし、これについては交付税相当で裏財源として戻ってくる部分があるから、心配要らないよというのなら、それはそれでいいと思うのです。

次に、繰入金なのですが、財政計画で3億7,000万円見ているのです。ところが、予算では7億3,452万4,000円、3億6,000万円ぐらい繰入金を見ているのですがけれども、繰入金自体は令和3年度の決算によって生じてくる部分の繰入金かなと思うのですが、既に数字的にはある程度決算から見込みとして立っている部分だと思うのですが、そのとおりでよろしいですか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 令和4年度の予算ですとか令和3年度の予算の中で繰入金というのは、事業のために繰り入れるものもございまして、一般財源として使う財政調整基金ですとか、そういったものもございまして。財政計画上は今回の計画につきましては一般財源ベースというところからでございますので、まちづくり基金ですとか、そういった基金からの繰入れについては特定財源という整理の中で、今回は減債基金の繰入金を一般財源と整理をさせていただきます。計画上は計上しているというところで、実際の予算で計上している部分と今回の計画にずれている部分の差というのは特定財源とするのかしないのかというところが大きな差として出てございますので、その辺のことを御理解いただければと思います。

○議長(福嶋尚人君) 9番、阿部君。

○9番(阿部公一君) それでは、この問題についてはもう一つお聞きします。

事業内容として財政計画を立案した段階の事業想定と財源がつく新年度の予算とでは当然差がありますが、事業内容にその差があるのだという認識でよろしいですか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 的を射ていないかもしれないのですがけれども、財政計画上は投資的経費であれば3億5,000万円というものの推計の中で動いてございます。これは一般財源ベースの話でございますので、これに財源が含まれれば15億円とか、そういうような規模になっていくのかなというもので整理してございます。

○議長(福嶋尚人君) 9番、阿部君。

○9番(阿部公一君) どうもその辺のけじめがよく分かりませんので、この問題これで終わり

ます。

続いて、各種委託契約管理についてということですが、一応答弁いただきましたので、発注者側と受注者側ではいろいろな法律等の部分で当然やっているなという部分は分かるのですが、例えば施設管理の法律という部分でいくと「消防法」だとかについては施設管理上の問題が出てきます。しかし、そこで従事している労働者の業務内容だとかという部分でいくと「労働基準法」だとか「労働安全衛生法」、それから「最低賃金法」等々が確実に守られているかどうか、実施しているかどうか、「消防法」なんかですと通常でいくと70項目ぐらいチェックがあるのですが、今回福祉施設、静寿園なんかの場合指定管理やっていますが、この部分でいくとそんなにはないのです。たしか10項目ぐらいしかないはずなのです、「消防法」で適用されるかなと思われる部分は。ですから、その部分を実際に現場で行われているかどうかという部分まで一旦1年目、あそこは萌福祉サービスさんに受託してから1年目ですから、もう一度確実にそういうところの部分を確認をしたらいかがですか。というのは、あそこ退職者が増えたせいなのか知りませんが、臨時職員募集しているというのは知っていますよね。なぜ臨時職員が、昨日の話だと十数名辞めているという部分の、川端議員の答弁でそういう話ですが、なぜ十何名も辞めているのか、辞めている理由が僕1人か2人からは聞いていますけれども、あまりいい労働条件では、最初の話と違うと。要は違うというのは労働契約、当然「労働基準法」上は労働契約結んでいますよね。そうすると、その労働契約の中身が違うというような部分が聞こえています。

それから、内容的にいけますと、中で問題が発生したときに、何回かあったみたいなのですが、どうしても、どうしたらいいか対応をリスクマネジメントをとという話だったのですが、それが早急に行われないと。だから、事故の状態をそのまま何日間放置してからでないとならないと。これ「介護保険法」上の問題があるのです。ああいう施設って必ず問題が起きたときに速やかにリスクマネジメントの会議を開いてどう対応するかという部分なのですが、本社に聞かないと対応する方法は答えられないというようなことを言われているという話も聞いているのです。だから、そういう部分でいくと、いや、そんなところでは働きたくないという部分があるのかなと思ったのです。

○議長(福嶋尚人君) 阿部君、推測に基づかないで質問することと、もう少し簡略に質問できませんか。

○9番(阿部公一君) 簡略なのはここに書いておりました。そういう部分を現場に入って実質的に確認するつもりはあるのか、発注者側として確認するつもりがありますかということを聞いています。やるつもりがありますか。

○議長(福嶋尚人君) 及川医療・介護対策室長。

○医療・介護対策室長(及川啓明君) 具体的に静寿園の名前が出ましたので、医療・介護対策室のほうで御答弁させていただきます。

基本協定書の中で実績報告書のもちろん当然求めておまして、業務スタートしてからもう少しで1年たちますが、1年間の業務終了後実績報告等々で確認させていただく内容になるのかなと思っています。また、実績報告によらず実施状況調査もさせていただいていますし、特に静寿園は今回北海道の実地検査も入っておりまして、関係法令に基づく委託業務等が必要な内容については実地検査のほうでクリアしているという御報告もいただいていますので、必要に応じてそのような実績報告をベースとした確認を町としてはさせていただきたいと考えております。

○議長(福島尚人君) 9番、阿部君。

○9番(阿部公一君) たまたま静寿園ということを行いましたけれども、福祉施設って結構いろんな法律が絡んでいます。それらの部分を確実にされているか、各法律に基づいた部分が確実にされているか、北海道の監査が入ったという部分ですけれども、それは介護保険でいうところのケアプランが確実に作成されていないというようなことで指導に入ったのではないかとされています。中の職員からそう言われています。

○議長(福島尚人君) 阿部君、そういう推測に基づく質問はやめてください。

○9番(阿部公一君) その辺の部分も含めてきちっと確認をしていますかということです、発注者側として。実績報告なりなんなりでそこはクリアできるのだと言っていますけれども、それは表向き、書類上はできますけれども、日々の部分でそういう部分のものをほかの「消防法」だとかも含めて確実にやっているかどうか、法遵守で行っているかどうかというところを確認するつもりはありますかと聞いています。

○議長(福島尚人君) 及川医療・介護対策室長。

○医療・介護対策室長(及川啓明君) 今阿部議員御質問の内容、高齢者福祉施設ということによるのでしょうか。

○議長(福島尚人君) 阿部さん、聞いているのだから、ちゃんと答えてください。どこまで質問したいのですか。

9番、阿部君。

○9番(阿部公一君) 今の行政サイドのものでいくと自分の持分の部分だけという部分ですから、町全体としてほかの部分、作業、委託をやっている部分のそういう部分、「労働基準法」だとか「労働安全衛生法」に基づいて法遵守をして各事業所が受託事業をやっているかどうかという部分、それを確認するつもりはありますかと聞いています。

○議長(福島尚人君) 坂総務部長。

○総務部長(坂 将樹君) 今回委託のことという御質問で個別の事業所が出ていないので、では答弁者も全部の委託に関係する答弁者を並べて一つ一つという話にもあれなのですけれども、基本的には法令に基づいた対応については壇上で契約管財課長が答弁した内容で対応しております。その他個別にいろいろな事業を運営する中で問題になるようなこと、あるいは調べないとならないような状況が出てくる場合については、それぞれ担当部署においてその委託業者と協議をしながら問題解決、それから内容の確認等々を行っていると考えてございます。

○議長(福島尚人君) 9番、阿部君。

○9番(阿部公一君) 本当に基本的な答弁内容だなと思っています。一応やるのだろうと。個々の部分まで僕は求めていなかったのです。町全体として発注者側責任としてその辺の部分を実地として各担当課が入って確認をするつもりがあるかという質問をしたつもりなのですが、各原課というか、事業内容について説明があったので、少し違うかなという部分をやりましたが、議長から制止されていますので、その部分は……

○議長(福島尚人君) 別に制止はしていません。

○9番(阿部公一君) 質問を精査しろというような言い方をしていますよね。

それで、再度聞きます。最後です。そういう部分、法遵守を原課で確認をするつもりはあるかどうか再度お聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 何か質問の繰り返しみたいですけれども。

佐藤契約管財課長。

○契約管財課長(佐藤礼二君) 原課でということになるのですけれども、一般的になりますけれども、法令遵守ということはすることが当然これは受託者として当たり前のことですので、そういう部分に関しては発注者側、原課としましても必ず確認するということは当然のことですし、その中で何か疑問点があれば都度協議したり内容を確認するというのは当然のことですので、きちんと法令を遵守し、履行していただいていると私どもとしては考えております。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 9番、阿部君。

○9番(阿部公一君) 法令遵守で実施しているだろうと考えているという部分ですから、すばらしいなと思うのですが、それを現場で確認をするところまでやりますかと聞いているのです。

○議長(福嶋尚人君) 佐藤契約管財課長。

○契約管財課長(佐藤礼二君) その点につきましては、当然現場としても確認をすると考えております。

○議長(福嶋尚人君) 9番、阿部君。

○9番(阿部公一君) 現場としてという部分ですから、それはそれでいいのですけれども、発注者側が現場に行って問題点というか、一つの法的な部分について確認をする行為を取るかということを知っているのです。受注者側は当然法遵守でやるのは当たり前の話ですから。

○議長(福嶋尚人君) 阿部君、阿部君の質問に対して今答弁しているのだから、それをまた違う質問するのですか。

○9番(阿部公一君) 答弁の内容が若干ニュアンス違うのです、僕が聞いているのは、当然答弁は各事業所は遵守しているという前提で話がされていると思うのですが、その遵守しているということを各発注者側が現場に入って各書類だとか現場を見ることまでやしませんかと聞いているのです。

○議長(福嶋尚人君) 坂総務部長。

○総務部長(坂 将樹君) それぞれやり方、私全部の委託業務、役場が行っている何百あるか分かりませんが、その委託業務の細かいところまでは分かりませんが、それに基づいて決められている内容において実施をするということです。

○議長(福嶋尚人君) 9番、阿部君。

○9番(阿部公一君) この問題については幾ら議論しても委託契約の内容の中でちゃんとやっているのだという認識ですので、これ以上詰めてもらえません。議論の内容は詰まりませんので、一応これで終わります。ありがとうございました。

○議長(福嶋尚人君) 以上で一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長(福嶋尚人君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前10時27分)